

第7章

計画の推進体制



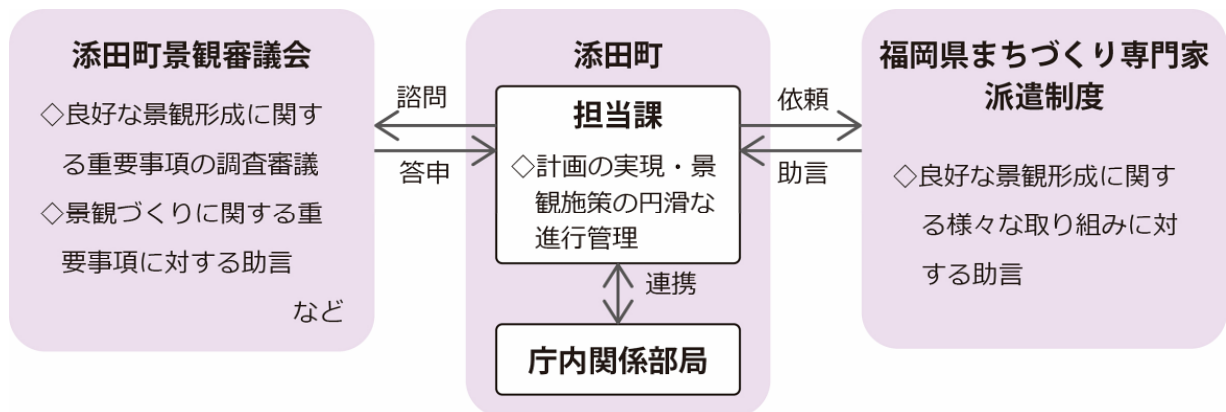
「奉幣殿で見た夕陽」 落合小学校5年 三浦 花さん

第7章 計画の推進体制

1. 推進組織の構築

本計画に基づく景観形成を各主体間の協働により、総合的かつ実効的に推進していくため、景観審議会の構築とともに、県による福岡県まちづくり専門家派遣制度を活用していきます。

推進体制図



□ 添田町景観審議会

◆構成： 学識経験者、関係団体代表、町民公募など

- ◆主な役割：
- 景観計画の変更に係る調査・審議
 - 景観形成重点地区の指定や変更に係る調査・審議
 - 景観法に基づく届出・許可申請に係る適合審査に関する指導・助言
 - 景観法・景観条例に基づく勧告・変更命令等に係る意見答申
 - 景観まちづくり活動に関する情報共有・調整・連携
 - その他、景観施策に係る重要事項の調査・審議

□ 福岡県まちづくり専門家派遣制度の活用

◆内容： 福岡県による都市・地域計画、景観、街並み・施設整備などのまちづくり専門家派遣事業の活用

- ◆主な役割：
- 景観に関する技術的指導・助言
 - 公共施設の整備に関する技術的指導・助言
 - 景観形成ガイドラインに関する指導・助言
 - その他良好な景観の形成に関する技術的指導・助言

□ 添田町

◆構成： 担当課、庁内関係部局など

- ◆主な役割：
- 景観形成に関する施策の推進
(町民、事業者、国、県、関連機関との調整・連携)
 - 事業者の届出対象行為に関する適切な規制・誘導
 - 公共事業等による先導的な景観形成
 - 景観に関する情報提供、意識啓蒙、教育
 - 添田町景観審議会の運営
 - 福岡県まちづくり専門家の派遣依頼
 - 景観まちづくり活動の推進・支援

